○厚生労働省令第六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条の二第二項、第百九十七条第二項及び第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百四十五条第二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十五条第二項及び第百六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（生活療養標準負担額の減額の対象者） **第六十二条の三**　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）	（生活療養標準負担額の減額の対象者） **第六十二条の三**　法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者

二　令第四十三条第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）

三　令第四十三条第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）

四・五　（略）

六　被保険者又はその被扶養者が療養のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であって、第三号及び前号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなるもの

（出産育児一時金の支給の申請）

第八十六条　法第百一条又は第百六条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～三　（略）

2～4　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）

第九十八条の二　令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、保険者に申し出なければならない。

一～四　（略）

2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。

3　（略）

4　被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。

一～三　（略）

5～7　（略）

（令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百一条　令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

二　令第四十三条第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者

三　令第四十三条第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者

四　病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

五　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者

（新設）

（出産育児一時金の支給の申請）

第八十六条　法第百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一～三　（略）

2～4　（略）

（特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定）

第九十八条の二　令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、保険者に申し出なければならない。

一～四　（略）

2　認定を受けようとする者は、令第四十二条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。

3　（略）

4　認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施期間を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。

一～三　（略）

5～7　（略）

（令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百一条　令第四十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

様式第十四号（第百五条関係）

（裏面）

注意事項

1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

(1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

(2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返されます。

4．被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、５日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6．表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

1．この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2．この証は、対象者ごとにこれを作製すること。

3．「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。

4．対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

5．適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第３項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

6．健康保険法施行規則第62条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、５記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。

7．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（表面）

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

平成　年　月　日交付

被保険者	記号		番号	
	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
適用・減額対象者	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
	住所			
発行年月日		平成　年　月　日		
有効期限		平成　年　月　日		
適用区分				
長期入院該当		平成　年　月　日	保険者印	
保険者	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

様式第十四号（第百五条関係）

（裏面）

注意事項

1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

(1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

(2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返されます。

4．被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、５日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6．表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

1．この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2．この証は、対象者ごとにこれを作製すること。

3．「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。

4．対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

5．適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第３項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（表面）

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

平成　年　月　日交付

被保険者	記号		番号	
	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
適用・減額対象者	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
	住所			
発行年月日		平成　年　月　日		
有効期限		平成　年　月　日		
適用区分				
長期入院該当		平成　年　月　日	保険者印	
保険者	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（特定疾病給付対象療養に係る認定）	（特定疾病給付対象療養に係る認定）
第八十七条　令第八条第七項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、協会に申し出なければならない。	**第八十七条**　令第八条第七項の規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関（以下この条において「実施機関」という。）を経由して、協会に申し出なければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。	2　認定を受けようとする者は、令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。
3　（略）	3　（略）
4　被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を協会に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。	4　認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を協会に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。
一～三　（略）	一～三　（略）
5～7　（略）	5～7　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

様式第七号（第九十五条関係）

（裏面）

注意事項

1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

(1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

(2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。

4．被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6．表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

1．この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2．この証は、対象者ごとにこれを作製すること。

3．「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。

4．対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

5．適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第９条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第３項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

6．健康保険法施行規則第62条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、５記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。

7．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（表面）

船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証

平成　年　月　日交付

被保険者	記号	㊞	番号	
	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
適用・減額対象者	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
	住所			
発行年月日		平成　年　月　日		
有効期限		平成　年　月　日		
適用区分				
長期入院該当		平成　年　月　日	保険者印	
保険者	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

様式第七号（第九十五条関係）

（裏面）

注意事項

1．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。

2．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

(1)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

(2)　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。

3．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。

4．被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6．表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

1．この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。

2．この証は、対象者ごとにこれを作製すること。

3．「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。

4．対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

5．適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第９条第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第３項第４号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（表面）

船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証

平成　年　月　日交付

被保険者	記号	㊞	番号	
	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
適用・減額対象者	氏名			男女
	生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日		
	住所			
発行年月日		平成　年　月　日		
有効期限		平成　年　月　日		
適用区分				
長期入院該当		平成　年　月　日	保険者印	
保険者	所在地			
	保険者番号 名称及び印			

改正後

様式第一号の八（第二十七条の十四の二関係）

（裏面）

注意事項

1．この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。
2．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3．被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料（税）を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

（表面）

国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日　　年　　月　　日

記　号		番　号	
世帯主（組合員）	住　所		
	氏　名		男・女
対象者用	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発行期日		年　月　日	
有効期限		年　月　日	
適用区分			
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

備考　1．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
2．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「エ」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「オ」と記載すること。
3．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
4．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
5．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

改正前

様式第一号の八（第二十七条の十四の二関係）

（裏面）

注意事項

1．この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。
2．保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3．被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料（税）を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

（表面）

国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日　　年　　月　　日

記　号		番　号	
世帯主（組合員）	住　所		
	氏　名		男・女
対象者用	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発行期日		年　月　日	
有効期限		年　月　日	
適用区分			
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

備考　1．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
2．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「エ」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「オ」と記載すること。
3．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
4．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
5．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の九（第二十七条の十四の四関係）

（裏面）

注　意　事　項

1．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
（1）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
（2）　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2．療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3．被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

（表面）

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日　　年　　月　　日

記　号		番　号	
世帯主（組合員）	住　所		
	氏　名		男・女
適用・減額対象者	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発行期日		年　月　日	
有効期限		年　月　日	
適用区分			
長期入院該当年月日	年　月　日	保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

備考　1．この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第4号に該当する場合は「Ⅰ」と、同項第3号に該当する場合は「Ⅱ」と記載すること。
3．2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「Ⅰ（境）」と記載すること。
4．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
5．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の九（第二十七条の十四の四関係）

（裏面）

注　意　事　項

1．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
（1）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
（2）　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2．療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3．被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

（表面）

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日　　年　　月　　日

記　号		番　号	
世帯主（組合員）	住　所		
	氏　名		男・女
適用・減額対象者	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発行期日		年　月　日	
有効期限		年　月　日	
適用区分			
長期入院該当年月日	年　月　日	保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

備考　1．この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第4号に該当する場合は「Ⅰ」と、同項第3号に該当する場合は「Ⅱ」と記載すること。
3．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
4．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
5．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（生活療養標準負担額の減額の対象者）	（生活療養標準負担額の減額の対象者）
第四十条　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第四十条**　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　令第十六条第一項第一号ハ又は第二号ハの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）	一　令第十六条第一項第一号ハ又は第二号ハの規定の適用を受けている者
二　令第十六条第一項第一号ニ又は第二号ニの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。）	二　令第十六条第一項第一号ニ、第二号ニ又は第四号の規定の適用を受けている者
三　令第十六条第一項第四号の規定の適用を受けている者	（新設）
四　健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に掲げる者	三　健康保険法施行規則第六十二条の三第四号に掲げる者
五　健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者	四　健康保険法施行規則第六十二条の三第五号に掲げる者
六　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であって、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者	（新設）
（令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）	（令第十五条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）
第六十四条　令第十五条第一項第三号（同条第二項第三号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。	**第六十四条**　令第十五条第一項第三号（同条第二項第三号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。
（令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）	（令第十五条第一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）
第六十五条　令第十五条第一項第四号（同条第二項第四号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号若しくは第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。	**第六十五条**　令第十五条第一項第四号（同条第二項第四号においてこれを引用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項又は第二項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

様式第五号（第六十七条第二項関係）

（裏面）

注意事項

1．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
（1）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
（2）　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2．療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3．被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

（表面）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日　　年　　月　　日

被保険者番号			
被保険者	住　所		
	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発行期日		年　月　日	
有効期限		年　月　日	
適用区分			
長期入院該当年月日	年　月　日	保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

備考　1．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2．この証は、対象者1人ごとに作成すること。
3．適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第3号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第4号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第14条第7項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老福）」と記載すること。
4．高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第40条第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区分Ⅰ」に加え、「（境）」と記載すること。
5．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

様式第五号（第六十七条第二項関係）

（裏面）

注意事項

1．この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
（1）　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
（2）　入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
2．療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3．被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4．この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備　考

（表面）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日　　年　　月　　日

被保険者番号			
被保険者	住　所		
	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
発行期日		年　月　日	
有効期限		年　月　日	
適用区分			
長期入院該当年月日	年　月　日	保険者印	
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

備考　1．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2．この証は、対象者1人ごとに作成すること。
3．適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十五条第一項第三号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第四号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第十四条第七項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老福）」と記載すること。
4．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
5．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行規則第八十六条第一項並びに第九十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第二条中船員保険法施行規則第八十七条第一項、第二項及び第四項の改正規定は、平成二十九年七月一日から施行する。

（健康保険法施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則、第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則及び第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条　この省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例による。